

## 後見制度について（４） ～法定後見制度③～

前々回から、「法定後見制度」と「任意後見制度」の２種類がある後見制度のうち、まずは「法定後見制度」について、詳しくご説明しています。

「法定後見制度」を利用する、つまり家庭裁判所に対して後見開始の申立てをするのは、具体的にどんな場面なのかを考えてみましょう。ここで重要なことは、「法定後見制度」ですから、①本人は何の準備もしていない、②４親等以内の親族が申立ての主役となる、という２点です。



第一に、金融機関での取引が出来なくなったときです。金融機関では原則として、判断力の十分な預金者本人に限り取引を行うことが出来ません。家族といえども預金者本人の預金の払出しに応じることはありません。多額の老人ホームの入居金を、投資信託や定期預金を解約した上で振込む取引をしようとしたところ、本人の意思確認ができなかったことから受け付けてもらえず、今後は後見人等を立てなければ取引ができない状況になることがあります。

もっとも近年では、全国銀行協会が「金融取引の代理等に関する考え方」というガイドラインを発表しています。その中では、①認知症が進行している本人との取引については、後見申立の手続きを促し、その手続きが完了するまでの間、本人の生活維持のために必要な費用の支払であることを確認した上で、やむを得ず取引を認めることがある、②親族等が預金者本人から委任を得られないのに取引を求める場合には、極めて限定的な対応として、本人が判断力を喪失していることを確認した上で、本人のための医療費や療養看護費の支払に限り、親族からの取引依頼に応じることもある、としています。

ただしこれらについては、現場の銀行支店責任者の考え方により、実際の運用が異なるようです。後見人を立てなければ取引ができないかどうかは、一概には言えないのが現状です。

第二に、本人名義の不動産を売却しなければならないときです。自宅での生活が困難になり、高齢者施設等への入居を検討したとき、これまで住んでいた自宅の売却資金で高齢者施設に支払う費用をまかなうケースは多くあることでしょう。不動産の売買には司法書士による厳格な本人の意思確認が求められており、その時点で売主本人の判断力が喪失していると、自宅の売却は不可能となります。その場合、後見人等を立てた上で、家庭裁判所の許可を得て初めて、居住用不動産の売却ができることとなります。

第三に、本人が相続人として、お亡くなりになった親族の遺産分割協議をしなければならないときです。本人が相続人としての権利を行使するときに、判断力を喪失していたとすれば、本人の権利を守るために後見人等が本人を代理して、他の相続人と遺産を分ける協議を行わなければなりません。

つづく